

地域建設業経営強化融資制度に関するQ & A

Q 1 地域建設業経営強化融資制度とはどのようなものでしょうか？

A 1 国土交通省が創設した「地域建設業経営強化融資制度」に基づき、工事の出来高に応じ、事業協同組合等が公共工事請負代金債権を担保として、請負者に対し、工事の出来高に応じて融資するものです。

Q 2 融資制度の対象工事は何でしょうか？

A 2 市が発注する建設工事のうち次の工事以外の工事が対象になります。

(1) 特定の歳入財源を前提とした工事

(2) 次の工事以外の債務負担行為、歳出予算の繰越し等により工期が複数年度にわたる工事

ア 債務負担行為の最終年度に係る工事であり、かつ、年度内に完了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であり、かつ、年度内に完了が見込まれる工事

ウ 債務負担行為又は繰越工事であって、債権譲渡の承諾時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、工期の残りが1年未満の工事

(3) 市長が役務的保証を必要とする工事

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定による落札者を決定するために行う調査の対象となった者と契約した工事

(5) 請負者の施工する能力に疑義がある等、債権譲渡を承諾するに当たって市長が不相当と認める特別な事由がある工事

Q 3 A 2 (3) の役務的保証とはどのようなものでしょうか？

A 3 工事の請負契約締結に伴い、請負者に求める履行保証制度は、「金銭的保証」と「役務的保証」に分けることができます。

「金銭的保証」は、請負者の債務不履行に伴い、発注者の経済的損失を金銭的に填補するものです。契約保証金の納付のほか、国債等の有価証券の提供または保証事業会社や金融機関の保証、履行保証保険、履行ボンドなどが認められています。

「役務的保証」は、請負者の債務不履行に伴い、残工事を保証人が選定する代替履行会社に完成させるもので、損害保険会社による履行ボンドがあります。

Q 4 融資制度を利用するメリットは何でしょうか？

A 4 融資制度には次のようなメリットがあります。

(1) 工事の出来高に応じて融資を受けられるため、出来高を上げることで融資

枠を増やすことができます。また、新たな資金調達手段として利用できるため、既存の取引金融機関の融資枠と別枠で調達することができます。

- (2) 金利や事務経費等に対する助成金を受けられることができるため、低利に資金を調達することが出来ます。
- (3) 債権譲渡に基づき、工事請負代金債権が担保になるため、保証人を立てたり不動産を担保として提供する必要がありません。
- (4) 融資制度による借入金は、経営事項審査の経営状況分析における「負債回転期間」の負債合計額から控除されますので経審上も有利になります。

Q 5 請負金額に関わらず要件を満たしていれば利用（債権譲渡を申請）することができますか？

A 5 A 2の対象工事の条件を満たしており、出来高が2分の1以上に到達していれば、請負金額に関わらず利用できます。

Q 6 融資制度を利用する場合には、どうしたらよいのでしょうか？

A 6 融資制度を利用する請負者は、契約当初での申請は特に必要ありません。また、既に中間前金払又は部分払を受けている場合でも利用することができます。

Q 7 債権譲渡の申請に必要な書類は何でしょうか？

A 7 債権譲渡の申請に必要な書類は次のとおりです。

- (1) 債権譲渡承諾申請書
- (2) 請負者と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書の写し
- (3) 工事履行報告書
- (4) 請負者及び債権譲渡先の印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）
- (5) 保証委託契約約款等において工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書
- (6) 委任状（申請者が営業所等の場合）

Q 8 融資まではどのくらいの期間で行うのでしょうか？

A 8 事業協同組合毎に異なりますが、融資の申込みから融資が実行されるまでに概ね3~4週間かかります。

Q 9 債権譲渡の承諾に当たって、工事の出来高確認はどのように行われるのでしょうか？

A 9 債権譲渡の申請書類として提出する工事履行報告書で確認することになっていますので、現場等で出来高を確認することはありません。

Q 10 債権譲渡の承諾はどのくらいの期間で行われるのでしょうか？

A 10 債権譲渡の申請書類を提出した日から起算して7日以内に債権譲渡の承諾が

請負者に通知されます。条件等が満たされていない場合には、7日以内に不承諾の通知がなされます。

Q 1 1 事業協同組合等に債権譲渡される金額は融資相当額になるのでしょうか？

A 1 1 債権譲渡する金額は、既に受領している前払金及び部分払金額等を除いた請負金額全額になりますので、融資相当額ではありません。

Q 1 2 債権譲渡の承諾後に変更契約を締結した場合はどのようになるのでしょうか？

A 1 2 請負工事の変更契約に伴い、債権譲渡額も自動的に変更されますので、改めて債権譲渡を申請する必要はありません。但し、請負者は、変更契約をした場合は、事業協同組合等に変更後の工事請負契約書の写しを提出してその旨を通知する必要があります。

Q 1 3 出来高を確認する際は、市も立ち会うのでしょうか？

A 1 3 融資のために行う出来高確認は事業協同組合等が独自に行いますので、市は立ち会いません。

Q 1 4 工事の完成検査には事業協同組合等も立ち会うのでしょうか？

A 1 4 完成検査は通常の工事と同様に請負者のみが立ち会いますので、事業協同組合等が立ち会うことはありません。

Q 1 5 工事が完成した後、工事の完成代金（債権金額）は、事業協同組合等に支払われるのでしょうか？

A 1 5 債権譲渡を承諾した工事については、債権譲渡先である事業協同組合等に支払います。実務的には、融資実行報告書の提出後に市が支払先の口座を請負者から事業協同組合等に変更します。

Q 1 6 完成代金（債権金額）の請求は事業協同組合等が行うのでしょうか？

A 1 6 完成検査に合格し、工事目的物の引渡しを行った後、債権譲渡先である事業協同組合等が請求します。従って、請負者は請求することはできませんので、ご注意ください。

Q 1 7 中間前金払と部分払の関係はどうなりますか？

A 1 7 債権譲渡の承諾を受けた後は、中間前金払と部分払は請求できません。